

地理的表示（GI）保護制度について

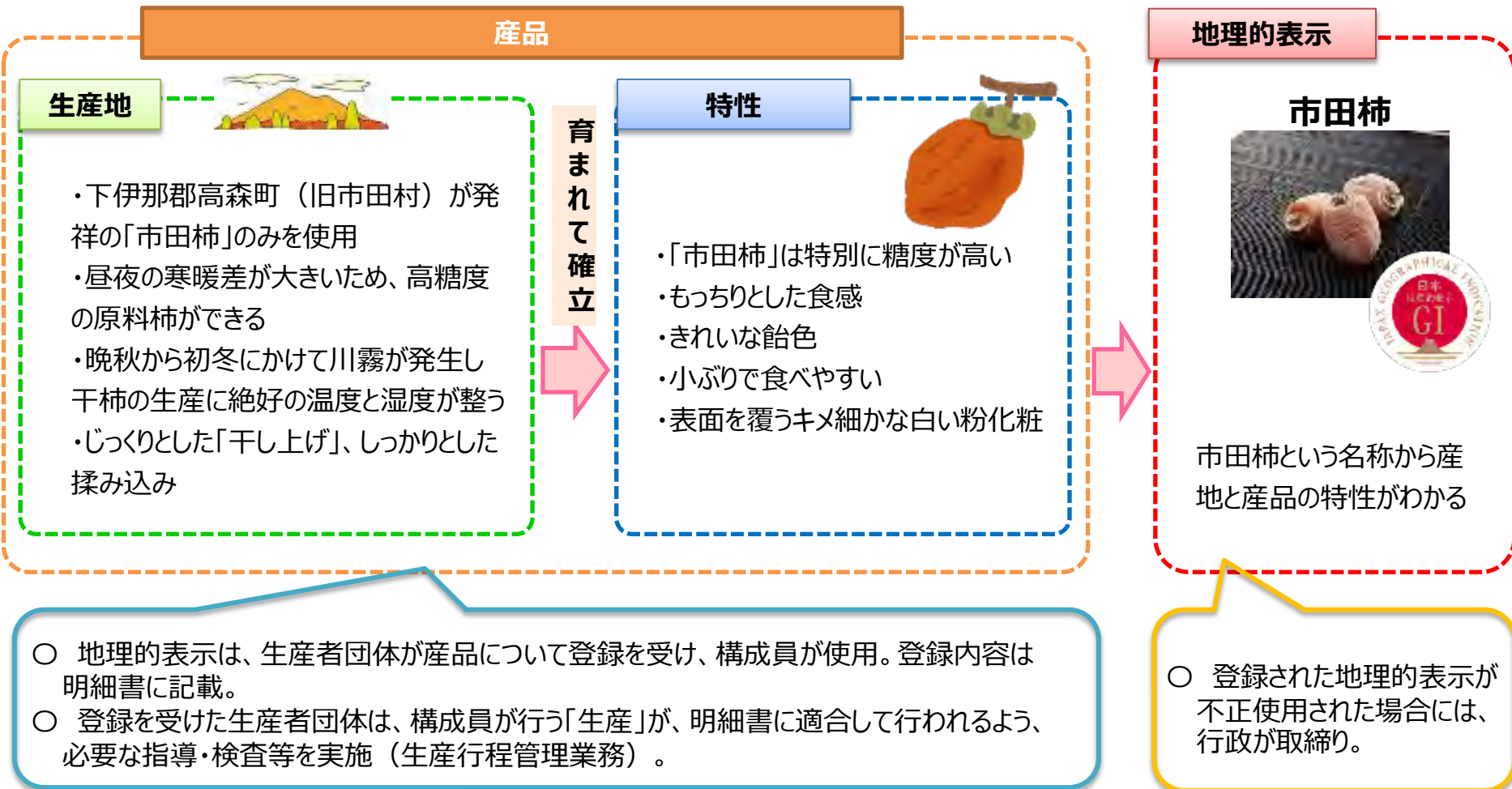


2025年10月

農林水産省
輸出・国際局

地理的表示（G I : Geographical Indication）保護制度の大枠①

- GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。外国との相互保護や模倣品対策の充実により、海外においても保護。
- ビジネスにおいては、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みが見える化し、国による登録やGIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツール。



地理的表示（G I : Geographical Indication）保護制度の大枠②



- 我が国では「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法、G I 法）」（平成26年法律第84号）に基づき、地理的表示（G I）を保護。

制度の大枠

- ① 地域ならではの要因と結び付いた特性を有する製品について、生産地や特性とともに、農林水産大臣が登録。
（登録免許税として9万円要。更新料は不要）
- ② 生産地や生産方法等の基準を満たす製品を生産する生産者団体の構成員及びその製品を販売等する者は、地理的表示及びGIマークを使用できる。
※ 登録内容を満たす製品を生産する地域の生産者は、登録団体への加入等により、地理的表示を使用可能。
- ③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。

効 果

- 登録製品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。
ブランド価値を守れる。
- 海外との相互保護の取決めのある国においても保護される。



- 地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

GI登録状況 令和7年3月18日現在 全国161産品が登録

【福岡】 八女伝統本玉露 はかた地どり 【佐賀】 女山大根 【長崎】 対州そば 長崎からすみ 【熊本】 くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表 くまもとあか牛 菊池水田ごぼう 田浦銀太刀 八代特産晚白柚 八代生姜、くまもと塩トマト やまえ栗 くまもと踊る丹頂 【大分】 くにさき七島蕎麦 大分かぼす 【宮崎】 宮崎牛 ヤマダイかんしょ 【鹿児島】 鹿児島島の壺造り黒酢 桜島小みかん、辺塚だいたい 鹿児島黒牛、えらぶゆり 種子島安納いも 種子島レザーリーフファン 枕崎鯉節、指宿鯉節 【沖縄】 琉球もろみ酢 ぐしちゃんピーマン 中城島にんじん ちんすこう	【鳥取】 鳥取砂丘らっきょう 大山ブロッコリー こおげ花御所柿 大栄西瓜 伯州美人 【島根】 東出雲のまる畑ほし柿 三瓶そば 益田アムスメロン 【岡山】 連島ごぼう 備前黒皮かぼちゃ 【広島】 比婆牛 豊島タチウオ 大野あさり 福山のくわい 【山口】 下関ふく 美東ごぼう 徳地やまのいも 長州黒かしわ 【徳島】 木頭ゆず 阿波尾鶏 徳島すだち 御膳みそ 【香川】 香川小原紅早生みかん 善通寺産四角スイカ サヌキ白みそ 大野豆 【愛媛】 伊予生糸 【高知】 物部ゆず	【滋賀】 近江牛、伊吹そば 近江日野産日野菜 水口かんぴょう 【京都】 万願寺甘とう 京賀茂なす 【大阪】 富田林の海老芋 泉州水なす 【兵庫】 但馬牛、神戸ビーフ 佐用もち大豆 淡路島3年とらふぐ 揖保乃糸 【奈良】 三輪素麺 【和歌山】 紀州金山寺味噌 わかやま布引だいこん あら川の桃 【岐阜】 奥飛騨山之村寒干し大根 堂上蜂屋柿 飛騨牛 【静岡】 三島馬鈴薯、田子の浦しらす 西浦みかん寿太郎 深蒸し菊山茶 【愛知】 八丁味噌 豊橋なんぶとうがん 豊橋花穂 【三重】 特産松阪牛	【新潟】 くろさき茶豆 津南の雪下にんじん 大口れんこん 【富山】 入善ジャンボ西瓜 富山干柿 氷見稲積梅 【石川】 加賀丸いも 能登登賀ころ柿、いしり・いしる 【福井】 吉川ナス 山内かぶら 上庄さといも 若狭小浜小鯛ささ漬 越前がに 【山梨】 あけぼの大豆 【長野】 市田柿、すんき	【北海道】 タ張メロン 十勝川西長いも 今金男しゃく 檜山海参 網走湖産しじみ貝 ところピンクにんにく 十勝ラクレット 浜中養殖うに 十勝若牛 【青森】 あおもりカシス、十三湖産大和しじみ 小川原湖産大和しじみ つるたスチューベン 大鰐温泉もやし、清水森ナンバ 青森の黒にんにく 【岩手】 前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ 岩手木炭、二子さといも 浄法寺漆、甲子柿、広田湾産イシカゲ貝 西わらび、川井赤しそ 【宮城】 みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐 河北せり、仙台せり 【秋田】 大館とんぶり、ひばり野オクラ 松館しほり大根、いぶりがっこ 大竹いちじく、かづの牛 【山形】 米沢牛、東根さくらんぼ 山形セルリー、小笹うるい 山形ラ・フランス 【福島】 南郷トマト、阿久津曲がりねぎ 川俣シャモ、伊達のあんぼ柿 たむらのエゴマ油、昭和かすみ草 会津地鶏
--	---	---	---	--

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国163産品が登録。

この他、プロシュット ディ パルマ（イタリア）、ルックガン ライチ（ベトナム）、ビントウアン ドラゴンフルーツ（ベトナム）、ドイツンコービー（タイ）、ドイツンコービー（タイ）、フアイムン・バイナッフル（タイ）も登録されている。

日本とEU・英国との間で相互にGIを保護する制度があり、上記のほか、EU側121産品・英国側59産品が保護されている。

海外における日本の地理的表示の保護



海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。

GIの相互保護を可能とする制度を整備



相手国における自国GIの保護

- 自国の農林水産物のブランド化
- 自国生産者のGI登録の負担軽減

自国における相手国GIの保護

- 模倣品の排除による誤認・混同の防止

【我が国の相互保護の取組】

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

相互保護相手国（2024年12月時点）

EU：EU側 121産品、日本側 108産品 英国：英国側 59産品、日本側 109産品

EU及び英国において相互保護されている日本側産品は、重複を除くと計111産品

(参考) 海外におけるGI保護制度

- 地理的表示（GI : Geographical Indication）とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいい、1900年代初頭にヨーロッパで創設。
- 地理的表示保護制度は、WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定においても知的財産の1つとして位置付けられ、世界100カ国を超える国で保護。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）

〔WTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）附属書1C）〕

- TRIPS協定における定義（第22条1）

「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

アジア	中東	欧州 (EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	18か国	(27か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター（WTOと国連貿易開発会議（UNCTAD）の共同設立機関）調べ（平成21年）

EUの地理的表示保護制度のマーク

(<http://eumag.jp/issues/c1013/>)



PDO（原産地呼称保護）：特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI（地理的表示保護）：特定の地理的領域と密接に関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

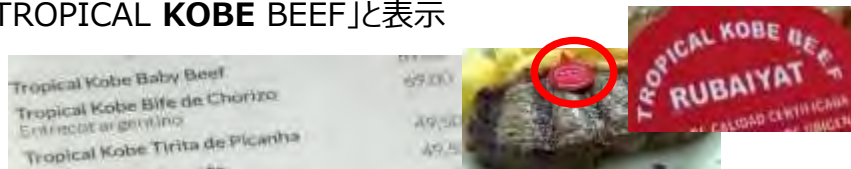
登録の効果①

- GI登録されれば、GI登録産品を販売等する者は「地理的表示」を使用できるが、それ以外の者による地理的表示や類似等表示の使用は原則規制される。
- このため、他産品と差別化された高いブランド力のある産品について、模倣品排除等を通じ、そのブランド価値の維持・向上に繋がっている。

1 外国政府によるGI保護

「相互保護」の枠組により、日本のGI名称が外国でも保護。不正使用が発見された場合、外国当局が取り締まりこれを排除。

- スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」と表示



- ドイツのスーパーでは、NZ産和牛に「Wagyu “Kobe-Style”」

➡ 我が国の要請に応じ、EU当局が事業者を取締り

2 ショッピングサイトにおける不正出品物の削除

世界の主要な約180のショッピングサイトにおいてGI名称の不正使用が疑われる産品について、農水省が各サイトの運営会社に削除・修正を要請。

➡ 800件以上が削除済

3 冒認商標への対抗

農水省調査により判明した第三者によるGI産品の名称を用いた商標の出願に対し、GI権利保持者が異議申立。

- インドネシア：「鹿児島黒牛」
- ベトナム：「市田柿」
- 中国：「すんき」



➡ 当局が当該商標の登録を拒絶

4 外国産品との差別化

- 市田柿（長野県）

春節需要が高まる年明けに、中華系マーケットをターゲットに輸出戦略を展開する中、「中国産市田柿」と差別化すべくGIを取得。ブランドの取組を一層強化。



➡ 2024年の輸出額が2016年比で4.5倍増に

登録の効果②

- GI登録により、その製品の地域と結び付いた魅力が見える化。GIマークと相まって、商談や取引の円滑化、認知度やアピール力の向上等を通じ、ビジネスの拡大・地域活力の向上に寄与。
- GI製品だけでなく、食品製造、流通、外食、観光等との連携によるコラボ商品・コラボサービスのマーケットも拡大。
関係事業者だけでなく、地域経済・地域社会への波及効果も期待。

■ 辺塚だいたい

登録を機に露出が増えたことで、搾汁液の需要が増え、生産面積が拡大。

地域の特産果実でつくる、キリンビール株式会社の「いいね！ニッポンの果実。氷結®」シリーズで「キリン氷結®ストロング 辺塚だいたい」が期間限定販売。また同地域のGI産品「鹿児島壺造り黒酢」とコラボした黒酢飲料も発売。



■ みやぎサーモン

GI登録後、認知度が向上し、売上価格が登録前よりも2倍以上に上昇。

また、日本レストランエンタプライズ仙台支店（当時）と押し寿司弁当を共同開発し、仙台駅と東京駅で期間限定販売。



■ 吉川ナス

登録を機にメディア露出が増え、百貨店や都内ミシュラン店等との取引が開始。

道の駅では、「吉川ナスバーガー」が販売され、これを目当ての観光客も訪れるなど、道の駅のキラーコンテンツに。



■ ところピンクにんにく

「北海道民のためのポテトチップス」がコンセプトの『じゃがいも道』（カルビー株式会社）のフレーバーとして、『ところピンクにんにく味』が採用。

北海道内の店舗、オンラインショップの他、北見市のふるさと納税返礼品にも出品（期間限定）。



パッケージ裏面では、産品やGI制度を紹介

■ GI産品 × カルピス

カルピス株式会社が12種類のGI産品を選定し、「特選バター」を使用したレシピを開発。動画を特設サイトで公開。



各産品の特性やGIについても紹介

■ 東京しゃも × 映画「鬼平犯科帳 血闘」

映画「鬼平犯科帳」の料理監修を務める野崎氏が、本物の料理にこだわり、映画に登場するし軍鶏鍋に東京しゃもを採用。

映画のレシピを再現した「東京しゃもで味わう伝統の軍鶏鍋セット」を、百貨店の外商専用ホームページで販売。

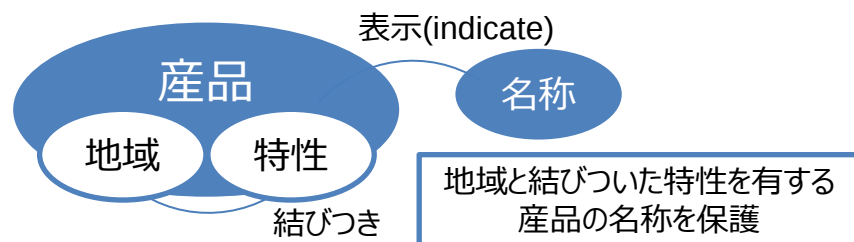


(参考) 地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違い



- どちらも産品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。産品を取り巻く状況に応じ、**いずれかの制度を選択**し、又は**両者を組み合わせて**利用することが可能。

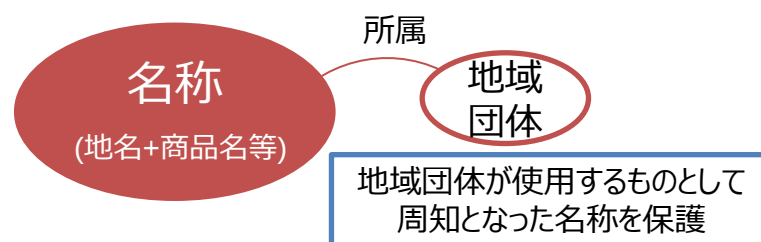
地理的表示保護制度



地域共有の財産として保護
産品の生産方法等の基準を登録
生産者団体の事後追加も可

行政が取締り
不正表示（類似表示を含む）を行政が監視・取締り
（構成員の管理は登録団体が行う必要あり）

地域団体商標制度



地域団体の財産(権利)として保護
産品の基準等は任意（自由に設定・変更可能）
使用権を任意で設定可能

自己で権利行使
ブランド戦略等に応じて自己で監視・権利行使
損害賠償請求も可

その他の主な相違点

農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）

対象

全ての商品・サービス

生産・加工業者を構成員に含む団体
法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能

申請主体

事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、NPOに限る

生産地特有の要因が特性と強く結び付いていること

主な要件

一定の需要者に認識されている必要（周知性）

地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が
実現した際には、当該国においても保護される

海外での保護

各国に個別に登録を行う必要

登録及び規制の対象となる製品の範囲

- 登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④。
 - ・ 食用農林水産物等（①及び②）は、全て対象。
 - ・ 非食用農林水産物等（③及び④）は、対象となる13品目を個別に政令で指定。
- ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は対象外。

農林水産物等

<食用農林水産物等>

① 農林水産物 (食用に供されるものに限る。)

(例) 精米 カット肉 きのこと 鶏卵 生乳
魚介類 麦 いも類 豆類 野菜 果実

② 飲食料品 (①を除く。)

(例) パン めん類 惣菜 豆腐 菓子
砂糖 塩、調味料
清涼飲料水 魚の干物 なたね油 大豆油
とうもろこし油 オリーブ油

<非食用農林水産物等>

③ 非食用農林水産物

観賞用の植物

工芸農作物

立木竹

観賞用の魚

真珠

④ 飲食料品以外の加工品

飼料*

漆

竹材

精油

木炭

木材

畳表

生糸

* 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。

GI 産品の主たる要件



産品に関する基準

(GI法第2条第2項等)

- 特定農林水産物等であること
 - ・ 特定の場所、地域等を生産地とするものであること
 - ・ 生産地ならではの自然的要因、人的要因との結び付きを有する品質、社会的評価その他の特性を有すること
 - ・ 特性が確立したものであること
(=特性を有した状態で概ね25年以上の生産実績があること。ただし、国内外における周知性等を勘案して短縮可能。)

産品の名称に関する基準

(GI法第2条第3項及び第13条第1項第4号等)

- 以下の場合には登録できない
 - ・ 普通名称であるとき
 - ・ 産品の名称が以下の産品に関する基準を満たす農林水産物等でないとき
 - ① 名称から産地を正しく特定できる
 - ② 名称から産品の特性を正しく特定できる
 - ・ 既に商標登録されているとき
(ただし、商標権者が、GI登録に同意している場合を除く。)

生産者団体、生産方法に関する基準

(GI法第2条第5項及び第13条第1項第2号等)

- 生産行程を管理する生産者団体があること (法人格は問わない)
- 生産者団体について、加入の自由が規約等に定められていること
- 生産者団体が、産品の特性を確保するための規程である「生産行程管理業務規程」を作成し、遵守できること
- 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人員体制を有すること

登録標章（GIマーク）の使用



○ 地理的表示法に基づき産品が登録された場合、GI登録産品を販売等する者のみが、「地理的表示」及び「GIマーク」を使用することができる。

○ 例外として、GI登録産品の加工品、商標としての利用、先使用品等には、「地理的表示」等の使用が可能。

● GI登録産品そのものだけでなく、その包装、広告やインターネット販売サイト、外食メニュー等（包装等）にも「地理的表示」及び「GIマーク」を使用できます。

・ 商品ポップ



・ 外食メニュー



・ インターネット販売サイト



○ GI登録産品の加工品とその包装等に「GIマーク」を使用する場合には、地理的表示やGI登録産品と一体的に表示する必要があります。



「霞ヶ関りんご」を使用した「ジャム」がGI産品であるとの誤認を与える可能性があります。

(参考) 登録標章 (G I マーク)

- G I マークは、登録された製品の地理的表示と併せて使用することができ、G I 法上登録された製品であることを証するもの。

G I マーク



※ グラデーション有



※ グラデーション無 (カラー)

G I マークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や、伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

様式

G I マークは、上記のカラーを使用するのが一般的ですが、モノクロームや単色での使用も可能です。



(モノクローム)



(単色)

※ モノクロームと異なり、グラデーションは不要です。

G I マークの活用

▶ G I マークはG I 産品に使用可能。日本のほか、主要な輸出先国等においてGIマークの商標登録済み。

※ ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インド、カナダ、タイ、インドネシア、香港、アメリカについては商標登録済み
(中国では著作権として登記済み)

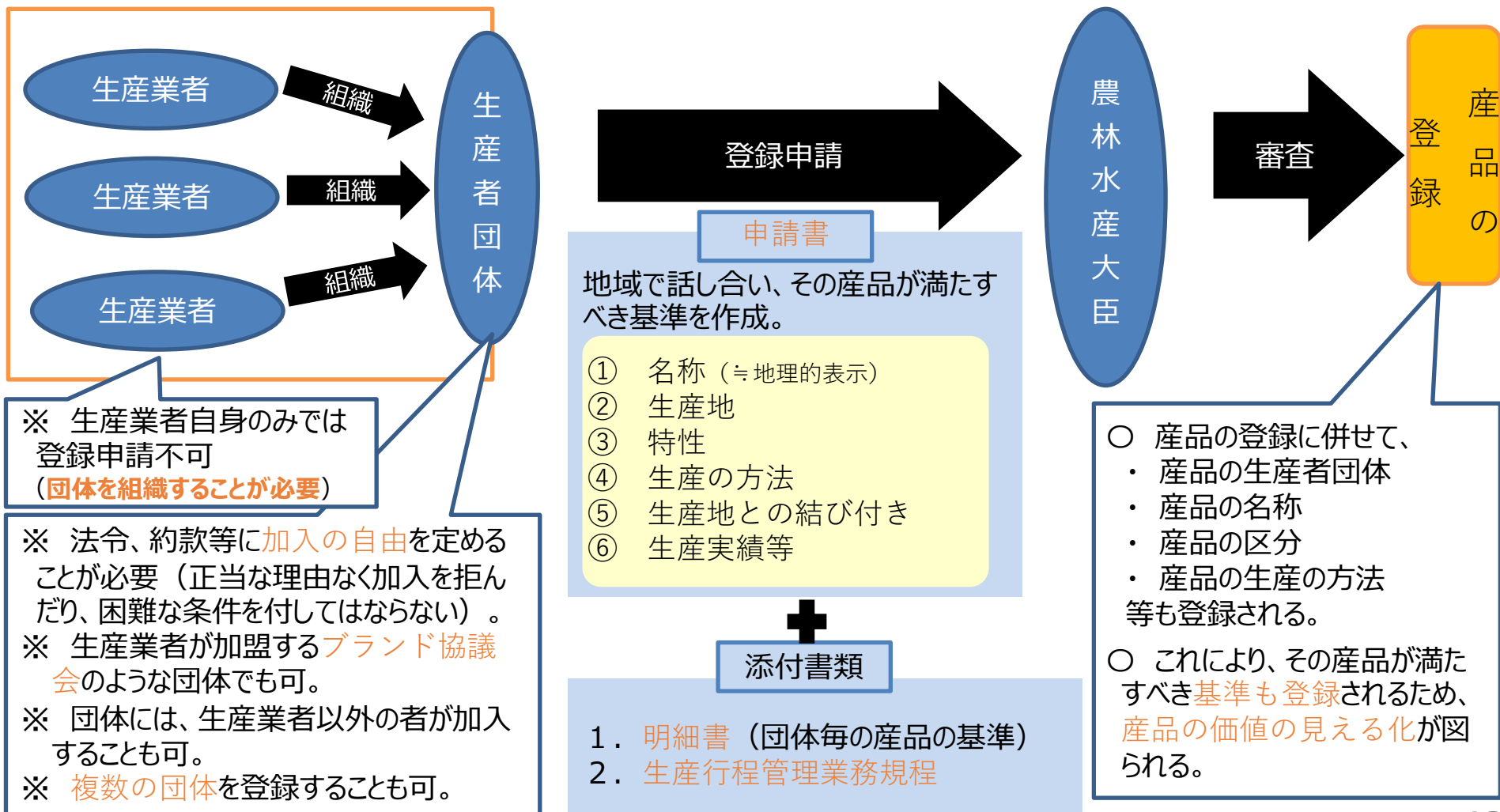
<令和6年7月末現在>

▶ 輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

地理的表示法に基づく審査・登録手続①

- ① 申請者は、生産業者（産品が加工品の場合は、生産業者＝加工業者）の組織する団体（＝生産者団体）である必要。
- ② 申請は、申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）により行う。
- ③ 審査の上、産品をその名称、生産の方法等とともに登録。

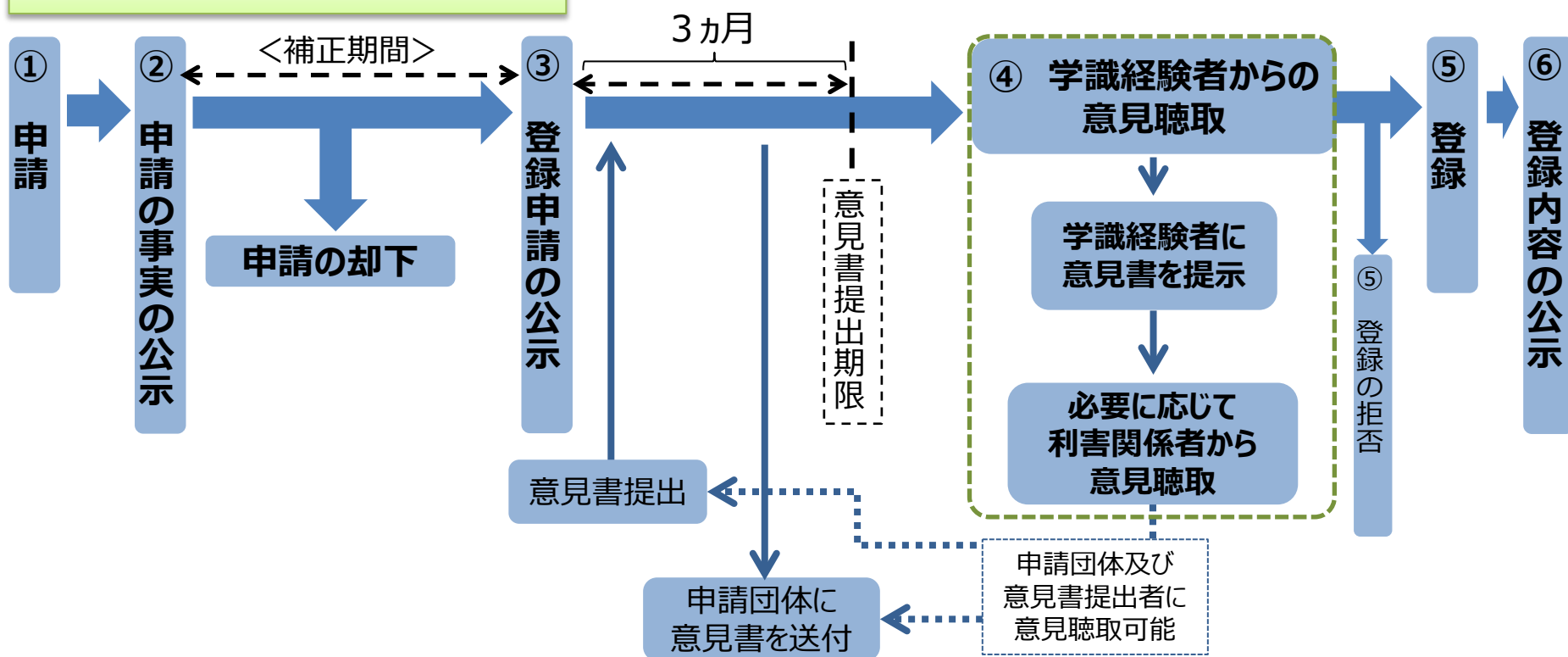


地理的表示法に基づく審査・登録手続②



- 申請の受付後、申請内容について審査
- 補正期間内に補正書の提出がない場合は却下（やむを得ない事情がある場合は除く。）
- それ以外の場合は、公示され、公示後3ヶ月間は誰でも意見提出が可能
- 意見書提出期間終了後、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否を判断
- 登録後、登録免許税（9万円）を納付

登録のフロー図



登録後の生産行程管理について



- ① 生産者団体は、生産行程の必要な手順・体制を定めて周知し、違反が判明したときは是正措置を講じる等の生産行程管理業務を実施する。
- ② 農林水産大臣は生産者団体による生産行程管理業務が適切に機能しているかどうか定期的にチェックする。

生産行程管理業務

ポイント①

✖ 剪定と摘果
✔ 栽培日誌

ポイント②

✖ 目合わせ会実施
✔ 資料等

ポイント③

✖ 完熟後に出荷
✔ 解禁日周知

ポイント①

✖ 最終飼養地確認
✔ 個体識別番号

ポイント②

✖ 格付結果確認
✔ 格付明細書

【明細書適合性の確保】

- ① 登録された生産者団体は、生産行程の重要なポイント毎に、必要な手順・体制を定めて（生産行程管理業務規程）周知する。
- ② 重要なポイントについては、必要が生じた際に確認が取れるよう、✔ 記録を残す。
- ③ 定めた手順・体制については、それが適切であったかどうか、定期的に見直しの機会を設ける。

【地理的表示・GIマークの適切な使用の確保】

- ④ 地理的表示・GIマークの使用ルールについて周知する。

【共通】

- ⑤ 違反が判明したときは、指導、警告等の是正措置を行う。

登録産品



生産行程管理の状況
をチェック

農
林
水
産
大
臣

- 定期の立入検査により、農林水産大臣がその体制のチェックを行う。

- 明細書の基準を満たすもののみに、**地理的表示・GIマークを使用可能**。

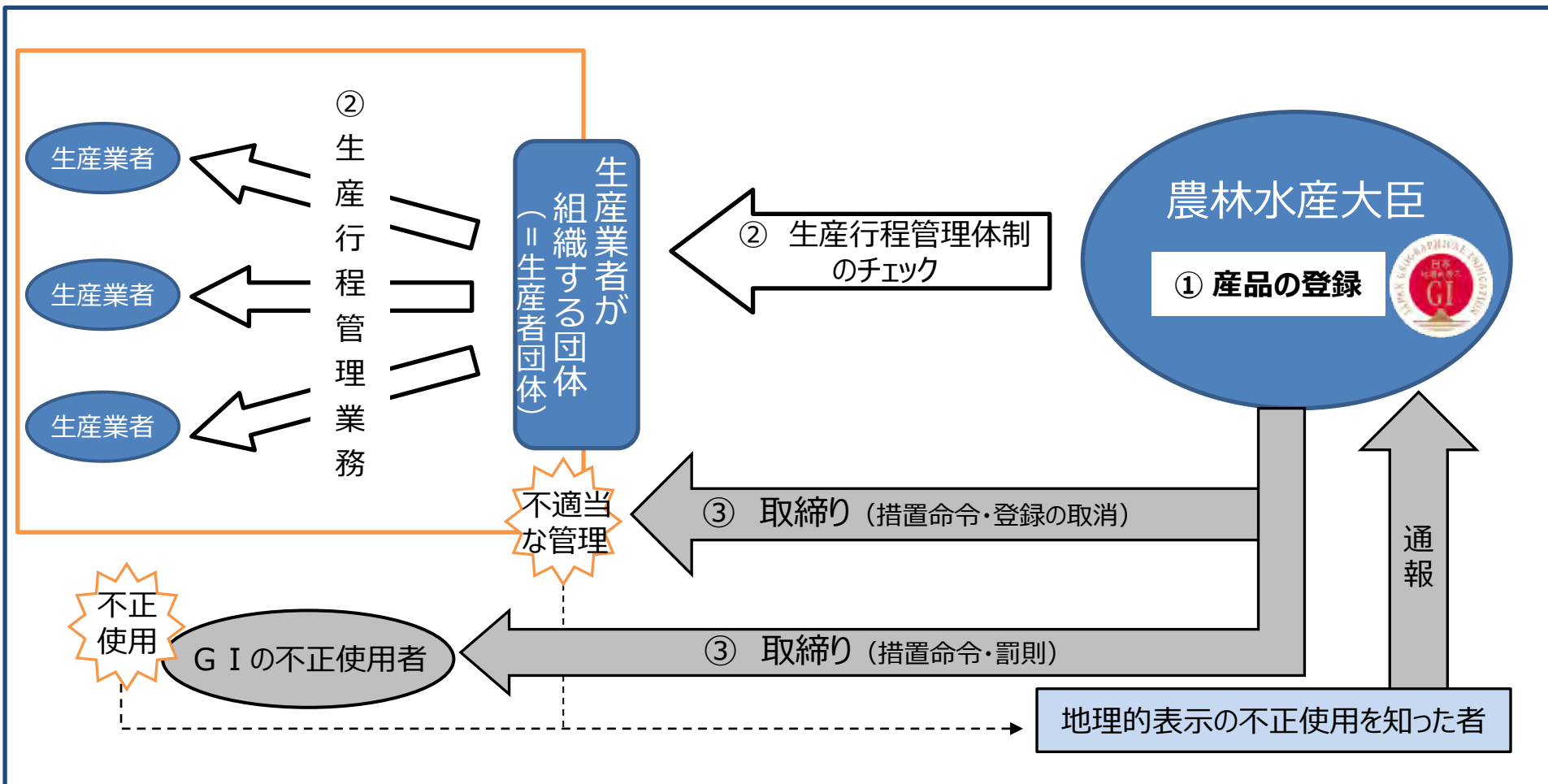
- 明細書への適合の確保体制等を定める。
- 外部機関への委託も可能。

適切な生産行程管理が行われていない場合は措置命令
従わない場合には登録の取消しも

国内における取締りについて



- ① 登録を受けた製品のみが地理的表示及びG I マークを使用できる。
- ② 生産者団体が生産行程管理業務を実施。
- ③ 地理的表示又はG I マークの不正使用があった場合は措置命令。命令に従わない場合は罰則。また、生産行程管理業務が不適当であれば、生産者団体への措置命令。命令に従わない場合は、登録の取消し。



地理的表示法違反に係る罰則等



- 地理的表示法に違反する行為は、措置命令や罰則の対象となる。

○ 地理的表示の不正使用（GI法第39条等）

農林水産大臣による命令

＜不正使用者に対する行政措置＞【GI法第5条第1号】

命令違反

＜個人＞

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科可）

＜団体＞

3億円以下の罰金

○ GIマークの不正使用（GI法第40条等）

農林水産大臣による命令

＜不正使用者に対する行政措置＞【GI法第5条第2号】

命令違反

＜個人＞

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

＜団体＞

1億円以下の罰金

○ 登録後の義務違反（GI法42条等）

- ・ 生産者団体の名称等の変更の届出、登録失効の届出をしなかった場合（虚偽の届出を含む）
【GI法第17条第1項及び第20条第2項】
- ・ 生産行程管理業務規程の変更や生産行程管理業務の休止の届出をしなかった場合（虚偽の届出を含む）【GI法第18条及び第19条】
- ・ 生産者団体等の関係者の報告懈怠（虚偽報告を含む）又は検査忌避等【GI法第34条第1項】

＜個人＞30万円以下の罰金

＜団体＞30万円以下の罰金

地理的表示活用推進支援事業



【令和7年度予算概算決定額 62（64）百万円】

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

＜事業目標＞

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

2. GI登録生産者団体支援

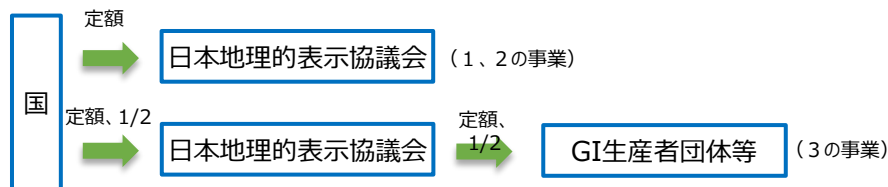
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への
一貫した支援（2）

GI登録生産者団体支援

- ・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
- ・ECサイトを活用したGI産品販売支援
- ・商工・地銀、弁護士等と連携したプランニングセミナー等
- 効果的なプロモーション実施の支援
- ・GI産品の特色を踏まえた市場や顧客ニーズ調査等

海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（3）

- ・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（3）

- ・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6744-2062）

日本地理的表示協議会 (Japan Geographical Indication Council (JGIC)) について

令和4年1月19日 設立

目的

全国のGI登録団体の団結を図り、GI登録団体の連携によるGI製品の販売や輸出等を促進することにより、GI登録団体の活動活性化とGI制度の認知度向上を図る。

構成

- ・顧問：森山裕氏(元農林水産大臣)
- ・会長：村田吉弘氏(一般社団法人全日本・食学会 理事長)
- ・副会長：寺沢寿男氏(みなみ信州農業協同組合 代表理事組合長)
- ・会員：GI登録団体(134団体)
- ・協力会員：GI登録団体の活動に協力する団体等(食品産業、料理人、商工、金融、流通、酒類GI、行政等)(103団体)
- ・特別協力会員：協力会員にあってGI登録団体の活動に特に協力する団体等(2団体)



※令和7年5月現在

活動

GI登録のメリットの拡大に向けて、関係業界とのコラボなど波及効果の高いプロモーション

情報発信の強化

○料理人との連携によるレストランフェア
⇒レストランでGI食材を活用

○百貨店フェアの展開



販路拡大・販売促進

○GI産品ネット販売サイトの立上げ
⇒食品販売会社と連携

○ふるさと納税サイトとの連携

豊洲 ICHISU うまいもん



新商品開発支援

○外食・食品企業、観光業界とのコラボ
商品の開発促進や必要なマッチング、
実需者へのプロモーション活動支援

交流促進

○会員の課題に応じた勉強会



令和5年11月
@仙台藤崎百貨店

GI制度の認知度向上
GI登録団体の活動活性化

(参考) ECサイト販売 (流通とのコラボ)

- ・ (株)食文化が運営するECサイト(豊洲市場ドットコム)内に開設したGI産品特設コーナーの掲載産品を拡充。
- ・ ふるさと納税サイト「さとふる」「ふるさとチョイス」と連携し、GI制度の紹介ページと取扱産品をつなげることで、制度の認知度向上、普及を推進。

The screenshot shows the homepage of the Toyouso ICHIBA website. At the top, there's a navigation bar with the site logo and various menu items. Below the navigation bar, there's a large banner for "日本のGI産品" (GI Products of Japan) featuring various food items like Wagyu beef, Japanese pears, and other regional specialties. The banner includes the text "日本のGI産品" and "GI産品の特産品". Below the banner, there's a section titled "地理的表示(GI)保護制度とは" (What is the Geographical Indication (GI) Protection System?). This section explains the GI system and its benefits. At the bottom, there's a grid of product images with their names and prices.

The screenshot shows a page from the Sato Furu website. The page features a large banner for "地理的表示(GI)保護制度について" (About the Geographical Indication (GI) Protection System). The banner includes the text "『ここにしかない』を証明し守ってくれる制度" (A system that proves and protects 'what is only here'). Below the banner, there's a section titled "地理的表示(GI)保護制度とは?" (What is the Geographical Indication (GI) Protection System?). This section explains the GI system and its benefits. At the bottom, there's a grid of product images with their names and prices.

The screenshot shows a page from the Furu Sato Choyisu website. The page features a large banner for "農林水産省が認めたGIマークの日本ブランド食材!" (Japanese Brand Food Materials Recognized by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries!). The banner includes the text "地域の味、安心の証。" (Taste of the region, proof of安心). Below the banner, there's a section titled "地理的表示(GI)保護制度について" (About the Geographical Indication (GI) Protection System). This section explains the GI system and its benefits. At the bottom, there's a grid of product images with their names and prices.

The screenshot shows a page from the GI Mark website. The page features a large banner for "GIマークとは?" (What is the GI Mark?). The banner includes the text "GIマークは、農林水産省が地理的表示(GI)に登録した産品にのみ付けられる特別なマークです。" (The GI Mark is a special mark that is only attached to products registered with the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries as Geographical Indications (GI)). Below the banner, there's a section titled "GIマークとは?" (What is the GI Mark?). This section explains the GI system and its benefits. At the bottom, there's a grid of product images with their names and prices.

「地理的表示メールマガジン」を配信しています！

生産者、流通・小売業者の方々

公示をいち早く確認したい！
地理的表示に取り組む際の参考にしたい！
制度説明会に参加したい！



消費者の方々

登録された製品の情報をいち早く知りたい！
登録された製品について詳しく知りたい！



内 容

- ・新規の申請（公示）
- ・新規の登録
- ・GIの商品情報
- ・説明会、シンポジウム情報
- ・PRイベントの案内 等

配信登録

地理的表示法のHP（ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html ）
または新規配信登録（ <https://mailmag.maff.go.jp/m/entry> ） からご登録ください。

アーカイブ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

地理的表示保護制度活用支援窓口（G I サポートデスク）

- 地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口を開設しています。

中央窓口：（一社）食品需給研究センター

- 地理的表示保護制度への申請の相談を受け付けています。

・電話：0120-954-206 **FREE**

・問合せフォーム：

<https://fmric.or.jp/gidesk/contact.html>

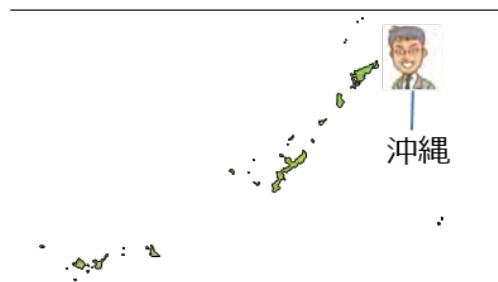
- 登録申請の方法、相談会の開催等の情報を提供します。

・Webサイト（<https://fmric.or.jp/gidesk/>）

指示

ブロック支援窓口

受け付けた相談は、内容に応じてブロック支援窓口より訪問、電話、メール等で支援を実施します。



地理的表示保護制度についての問い合わせ先



担当部署	電話番号
北海道農政事務所生産経営産業部 事業支援課（北海道）	011-330-8810
東北農政局経営・事業支援部 輸出促進課（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	022-221-6402
関東農政局経営・事業支援部 輸出促進課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	048-740-0032
北陸農政局経営・事業支援部 輸出促進課（新潟県、富山県、石川県、福井県）	076-232-4233
東海農政局経営・事業支援部 輸出促進課（岐阜県、愛知県、三重県）	052-223-4619
近畿農政局経営・事業支援部 輸出促進課（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	075-414-9025
中国四国農政局経営・事業支援部 輸出促進課（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	086-224-4511 (内線 : 2324)
九州農政局経営・事業支援部 輸出促進課（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	096-211-9111 (内線 : 4544)
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課（沖縄県）	098-866-1673

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課

03-3502-8111（内線 : 4284）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html